

創造的復興の歩み

(公財) 阪神・淡路大震災復興基金記録誌



Hyogo 1.17

令和3年7月

公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金

創造的復興の歩み

(公財) 阪神・淡路大震災復興基金記録誌



令和3年7月

公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金



理事長（兵庫県知事）
井戸 敏三

ふるさと兵庫に未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災。その被害の甚大さから、既存の制度や仕組みだけでは、十分な被災者支援を行うことは到底不可能でした。

被災地のニーズに沿って、長期的、安定的、そして機動的な事業展開を図るため、平成7年4月に設立されたのが阪神・淡路大震災復興基金です。

当初6,000億円、28事業でスタートした復興基金は、住宅、生活、産業、教育対策など幅広い分野にわたり、地元が必要とする事業をきめ細かに展開し、被災地の復旧・復興を支えてきました。最終的には119事業を実施し、21世紀の成熟社会を見据えた「創造的復興」を推進する重要な役割を担いました。

各事業の財源については、兵庫県と神戸市が地方債を原資として基金を造成し、その運用果実で事業を展開する仕組みとし、地方債の利子に対しては地方公共団体の共通の財源である地方交付税が措置されました。まさに、全国の都道府県・市町村から応援を受けながら、被災地自らが主体となって復興を推進してきたといえます。

従来の制度では対処できなかった部分にも踏み込んで、意欲的な事業を展開しました。なかでも、被災者の生活再建に大きな役割を果たしたのが「被災者自立支援金」です。平成10年に制定された被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災には遡及されませんでした。復興基金を3,000億円上積みし、被災者自立支援金制度を創設することで、ほぼ同等の支援を実現することができました。

復興が着実に進んでいくなか、被災高齢者の自立支援、まちのにぎわいの回復、震災の経験・教訓の継承といった残された課題に対しても、積極的に対応してきました。しかし、住宅再建の利子補給が終了し、全ての事業に区切りをつける目途が立ったことから、令和3年7月末で復興基金を解散することとしました。復旧・復興を温かく支えていただいた全国の皆様、そして創造的復興をめざし、ともに取組んでいただいた県民の皆様から感謝します。

この「阪神・淡路大震災復興基金記録誌」は、26年にわたる復興基金の歩みや各基金事業の成果を取りまとめたものです。

被災地・兵庫の経験と教訓が、時や地域を越えて継承され、ポストコロナ時代にふさわしい安全安心な社会づくりの礎となることを願っています。



もくじ

- 1. 理事長、副理事長 メ
- 2. 基金の概要……………
- 3. 阪神・淡路大震災復興
- 4. 事業一覧……………
- 5. 事業実績……………
- 6. 寄附金の状況……………
- 7. ひょうごフェニックス
- 8. 阪神・淡路大震災復興
「フェニックスプラザ」
- 9. 阪神・淡路大震災復興
一果たした役割と今後
- 10. 阪神・淡路大震災復興
- 11. 資料編……………



副理事長（神戸市長）
久元 喜造

あの阪神・淡路大震災によって、多くの尊い命、住み慣れた街並み、そして私たちの大切なものが一瞬にして奪い去られました。震災により無念にもお亡くなりになられました方々に、心より哀悼の誠を捧げます。

壊滅的な被害を受けた被災地域を復興させるため、平成7年4月1日に「阪神・淡路大震災復興基金」を兵庫県と共同して設立しました。住宅・産業・生活・教育対策など119事業もの幅広い分野にわたる支援事業を展開し、被災者の生活再建や自立支援、そして被災地の再生に大きく貢献してきました。

復興基金の支えによって、神戸をはじめとする被災地は、震災があったことを感じさせない程に復興しました。

あの震災から四半世紀。震災を経験していない市民が増えていく中、実際に被災された方が語り部として当時のことを語ってくださるなど、世代を超えて、震災の記憶を継承する取組みが続けられています。復興基金解散後においても、震災から得た経験や教訓を風化させることなく、いかに次の世代に継承するのか、という課題に引き続き取り組んでまいります。

同時に、神戸のまちは国内外の多くの皆様からのご支援と市民の力で復興しました。これまで復興のためにご支援をいただいた皆様、また震災の経験を活かして未来へ引き継いでいく活動をされている皆様に対しまして、改めて深く感謝申し上げます。

震災を経験した自治体として、感謝の気持ちを忘れることなく、グローバルな見地から、神戸は他の都市や地域に貢献する都市であり続けます。

メッセージ…………… 1
 …………… 3
基金の歩み…………… 12
 …………… 28
 …………… 39
 …………… 206
計画推進協賛事業等… 208
支援館
」 運営事業…………… 209
基金の成果
への提言…………… 213
基金助成事業支払額… 219
 …………… 230



2 基金の概要

阪神・淡路大震災復興基金は、未曾有の大災害となった阪神・淡路大震災の被災者の自立支援と被災地域の復興対策を長期・安定的、機動的に進めるために設置された。住宅・生活・産業・教育対策など幅広い分野にわたるその事業は、既存の制度や仕組みでは対処できない部分にも踏み込み、被災地の実情に沿った地方主体の復興に大きな役割を果たした。

1. 団体概要

(1) 名称：公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金

(2) 設立目的：阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組みを補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(3) 設立年月日：平成7年4月1日 ※財団法人として設立 22年4月1日に公益財団法人化

(4) 設立者：兵庫県、神戸市 ※出捐割合：兵庫県 2/3、神戸市 1/3

2. 基金の規模・活用状況

(1) 設立～平成17年度

① 基金の規模

「住宅対策」「生活対策」「産業対策」「教育対策」を実施するため、設置期間10年・5,800億円の果実運用型基金として発足し、8年度には「生活対策」を強化するため運用財産を3,000億円増額した。

(単位：億円)

区分	設立時 (H7)	運用財産増額時 (H8)	計	運用益
基本財産	200	—	200	27
運用財産	5,800	+ 3,000	8,800	3,540
合計	6,000	+ 3,000	9,000	3,567

② 基金の活用状況

復旧期から恒久住宅移行期にあたる震災5年まで（平成7年度～11年度）の間には、(ア) 行政や政府系金融機関による住宅再建・生活再建・事業再開に係る融資等の緊急対策に呼応し、これらを補強・補完する支援策（利子補給等）や、(イ) 恒久住宅への移行及び移行後の被災者の自立を促進するための独自の支援金（被災者自立支援金）、(ウ) こころのケア、ボランティア、観光復興への支援など、このフェーズで求められた各種の支援策を集中的に実施し被災地の早期復興を強力に支援した。

震災10年までの間（平成12年度～16年度）においても、必要な支援を継続するとともに、被災者や被災地を取り巻く状況の変化に応じ、閉じこもりがちな災害復興公営住宅入居高齢者等への対応や、「まちの保健室」の開設、復興市街地再開発商業施設への入居促進など、新たな取組みを開始した。

区分	震災5年まで (H7～H11)	震災10年まで (H12～H16)
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の住宅再建支援 (H24まで) 民間賃貸住宅入居被災者の家賃負担軽減 (H17まで) 仮設住宅からの移転支援 (H11まで) 復興まちづくり支援 (H29まで) 33事業	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の修景緑化 (H21まで) 等 19事業
生活	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の自立のための資金支援 (H12まで) 被災者の健康づくり・生きがいづくり (H28まで) 生活復興相談員の設置 (H13まで) コミュニティ拠点整備支援 (H16まで) ボランティア活動支援 (H16まで) 県外避難者の帰県支援 (H28まで) 等 32事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢世帯生活援助員の設置 (H21まで) 「まちの保健室」の開設 (H26まで) 等 15事業
産業	<ul style="list-style-type: none"> 被災商店街等の復興支援 事業再開融資利子補給 (H17まで) 被災者の雇用維持対策・就業支援 (H16まで) 被災地の観光復興 (H9まで) 新産業創造支援 (H16まで) 等 33事業	<ul style="list-style-type: none"> 被災商店街等の活性化支援 復興市街地再開発地域のにぎわい創出 (H28まで) 等 20事業
教育	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校等復旧支援 (H8まで) 文化財、歴史的建造物復旧支援 (H16まで) 被災地の芸術文化活動の支援 (H16まで) 等 11事業	<ul style="list-style-type: none"> 文化財、歴史的建造物復旧支援等 3事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「フェニックスプラザ」の運営 (H14まで) 追悼・記念行事補助 (R2まで) 等 4事業	<ul style="list-style-type: none"> 追悼・記念行事補助等 3事業
計	113 事業	60 事業

※下線は震災10年以降も継続した事業

(2) 平成18年度～復興基金解散 (令和3年度)

① 基金の規模

当初設置予定期間満了後の平成17年度末には、残された課題に対応するため133億円の取崩型基金に転換した。

(単位：億円)

区分	取崩型基金転換時 (H17)	直近 (R3)
基本財産	1	1
運用財産	133	0.7
計	134	1.7

※「直近 (R3)」は、令和3年度当初予算ベース

② 基金の活用状況

震災10年以降（平成17年度～21年度）は、被災地固有の残された課題である「高齢者の自立支援」「市街地の再生・まちのにぎわいの回復」に対応するため、災害復興公営住宅等を拠点として常駐型の見守りを行う「高齢者自立支援ひろば設置事業」や、地域の実情や特性に応じた地域主体の取組みを支援する「まちのにぎわいづくり一括助成事業」など、きめ細かな事業を展開した。

震災15年以降（H22～）は、更に震災の経験と教訓の発信にも取り組んできた。

区分	震災15年まで (H17～H21)	震災15年以降 (H22～R2)
住宅	・まちのにぎわいづくり一括助成（H24まで）等 9事業	・住宅耐震改修支援（H26まで） 6事業
生活	・高齢者自立支援ひろばの設置（H29まで）等 5事業	・いきいき仕事塾（地域型）の開設（H28まで）等 3事業
産業	・被災商店街等の活性化支援の拡充等 9事業	・商店街・まちの再生支援（H26まで）等 5事業
教育	（教育対策終了）	—
その他	・追悼・記念行事補助等 2事業	・震災の経験・教訓継承（R2まで）等 2事業
計	25事業	16事業

3. 事業

復興基金は、平成7年度から令和2年度までの約26年間で、119事業3,646億円を執行し、その支援件数は約45万件に及ぶなど、被災者の救済・自立支援及び被災地域の復興に大きく貢献した。

区分 (構成比)	内容（主な事業）	事業数	支援件数 (件)	実績額 (千円)
住宅 (31%)	被災者の住宅の再建と復興まちづくりを支援する事業	34	158,100	113,058,000
	①持家の再建・購入・補修等に対する支援	12	60,169	57,084,288
	②賃貸住宅再建等への支援	5	33,858	7,948,578
	③民間賃貸住宅入居者への支援	1	38,996	39,319,803
	④復興まちづくりと景観形成支援	2	3,199	3,455,180
生活 (50%)	⑤その他	14	21,878	5,250,151
	被災者の健康、生がづくり等生活復興を支援する事業	33	221,759	183,256,751
	①被災者の健康づくり支援	6	5,425	2,296,349
	②被災者の生活支援・いきがづくり支援	5	1,219	2,153,763
	③高齢者の自立支援	1	3,235	6,043,160
	④ボランティア活動に対する支援	2	20,663	1,954,995
	⑤地域のコミュニティ拠点に対する支援	7	3,724	18,668,971
⑥被災者の自立のための資金支援	2	177,741	149,788,013	
⑦その他	10	9,752	2,351,500	

産業 (16%)	被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業	36	68,653	57,474,415
	①災害復旧資金の借入者に対する支援	7	36,324	36,087,687
	②被災商店街の復興・活性化	10	1,669	2,319,643
	③被災地の観光復興支援	4	239	590,485
	④被災者の雇用・就労支援	4	27,090	11,483,059
	⑤新規成長事業者への支援	4	2,228	3,441,870
	⑥復興市街地再開発地域のにぎわい創出	1	776	1,906,040
⑦その他	6	327	1,645,631	
教育 (1%)	被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業	11	2,475	3,634,880
	①私立学校の復興支援	5	233	1,269,326
	②文化財等の復興支援	5	441	1,981,341
	③芸術文化活動に対する支援	1	1,801	384,213
その他 (2%)	その他、被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業	5	2,480	7,150,230
	①周年追悼・記念行事	2	1,564	4,893,701
	②震災の経験・教訓継承	1	914	561,089
	③震災広報等	2	2	1,695,440
合 計		119	453,467	364,574,276

4. 基金の成果

(1) 震災 10 年（設立～本格復興期）

① 行政施策の補完

復興基金は、個人の資産形成に通じるような事業など従来の行政では措置できない部分を対象に震災特例として一歩踏み込んだ事業を実施できたこと、被災地全体で共通の事業を迅速かつ公平に実施できたこと等から、事業内容の弾力性と事業執行面における迅速性・公平性において、行政施策を補完する役割を果たした。

復興基金の総事業費は、復興事業費総額に対して 2.15%、特に、恒久住宅への本格的移行期である 10 年度には、被災者自立支援金の支給等により 1,533 億円余りを執行し、当該年度の復興事業費の 11.1%と極めて大きな比率を占めることとなった。

② 復興事業を通じた公民協働の展開

基金事業は、その形成過程や実施過程において、県・市町や議会、事業によっては国会等で議論されるなど公的機関の連携促進はもとより、まちづくり分野や生活復興分野等を中心に専門家や関係団体をはじめ、ボランティア、NPO、地域住民など多様な担い手の参画を得ることができたことで復興事業を通じて新しい公民協働の展開が生まれた。

(2) 震災 10 年以降（復興後期～）

① 残された課題へのきめ細かな対応

震災から 10 年を契機に兵庫県が実施した「復興 10 年総括検証・提言報告」において指摘された被災地固有の残された課題である「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」や「伝える・備える」を 3 本柱に、個別・多様化した被災地の課題に対してきめ細かな対応を実施した。

② 震災の経験・教訓の継承

震災 10 年以降、特に経験・教訓の継承に注力し、震災 10 年、15 年、20 年、25 年の節目の年の記念事業を支援するとともに、防災教育推進事業、震災の経験・教訓発信事業、復興サポート事業等を展開した。

(3) 後年の災害における被災者支援事業に与えた影響

阪神・淡路大震災以降に発生した新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震等においても復興基金が設置されたが、その中では、当復興基金が実施した多くの支援策が引き継がれた。それ以外にも、後に公的支援策として実現したものも多く、当復興基金は、今日の被災者支援事業のプラットフォーム的な役割を果たしたものと考える。

① 被災者等への現金給付の実現

震災当時、私有財産に対する個人補償になるとして認められていなかった被災者に対する現金給付について、被災者の早期の自立を促すため、政府・与党にも働きかけ、「生活再建支援金」「被災中高年恒久住宅自立支援金」を創設した。これが突破口となり、平成 10 年に被災者生活再建支援法が制定された。

② 復興基金事業の基本形の確立

「住宅再建融資への利子補給」や「住宅相談所の設置支援」、「事業再開資金融資への利子補給」「商店街の再生支援」「災害の教訓継承」など、当復興基金が実施した事業が、後に発生した災害の復興基金事業の基本となった。

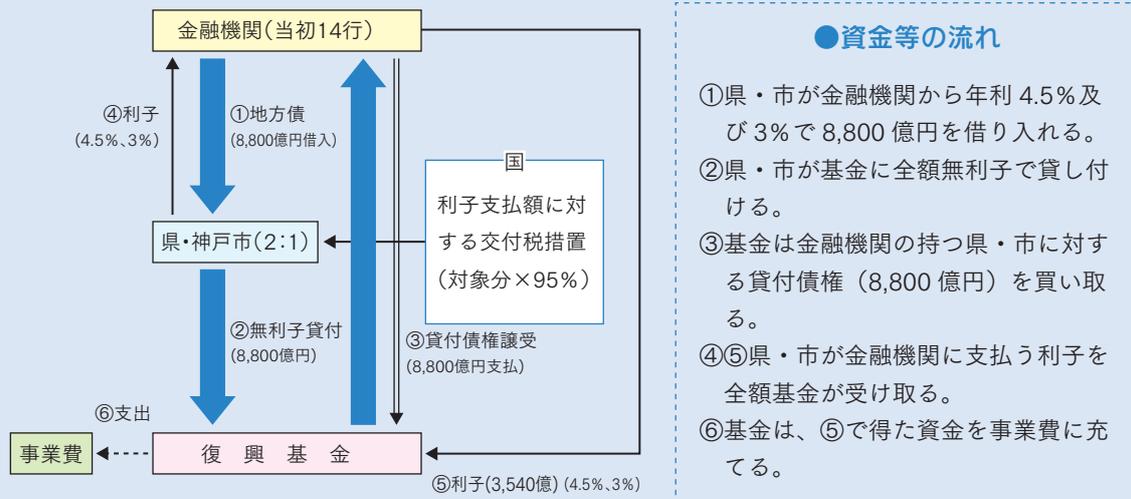
③ 公的施策への発展

阪神・淡路大震災復興基金で実施したことが功を奏し、「こころのケアセンター」、「まちの保健室」、「高齢者自立支援ひろば」、「まちづくり支援事業」、「ボランティア活動助成」、「商店街空き店舗等活用支援事業」、「新産業構造拠点地区進出企業賃料補助」、「ベンチャーキャピタル制度」など様々な事業が兵庫県の一般事業に引き継がれた。これらの中には、後の災害において公的支援策となって実施されるものも現れた。

【参考】阪神・淡路大震災復興基金の資金フレーム

【基金設立時（平成7年度）、増額時（平成8年度）】

兵庫県と神戸市が起債により調達した資金（8,800億円）を財団に無償で貸し付け、財団はそれを原資として基金を造成し、その運用果実で事業を行うとともに、起債の利払いに交付税措置を受ける仕組みとした。さらに、その交付税を全額事業費に充てることができるようにするため、金融機関が持つ兵庫県・神戸市に対する貸付債権を、兵庫県・神戸市からの無償貸付資金で財団が買い取ることにした。



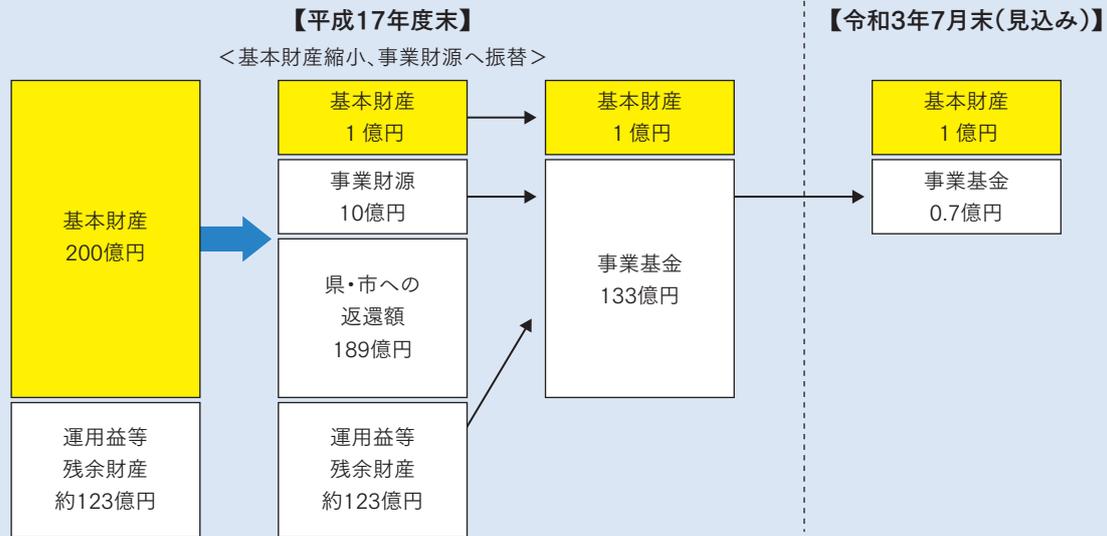
運用財産の内訳

（単位：億円）

区分	運用財産	利率	運用期間	運用益	交付税		交付税対象率
					（措置率 95%）	一般財源	
当初	5,800	4.5%	H7.6.27 ~ 17.6.27（当初 10 年間）	2,610	2,138	472	6 分の 5
			H17.6.28 ~ 17.12.12（延長 168 日間）	120	57	63	2 分の 1
増額	3,000	3.0%	H9.3.27 ~ 14.3.27（当初 5 年間）	450	285	165	3 分の 2
			H14.3.28 ~ 18.3.27（延長 4 年間）	360	171	189	2 分の 1
合計（8,800 億円）				3,540	2,651	889	

【取崩型基金転換時（平成 17 年度）】

当初、基金事業は 10 年間実施することとしていたため、平成 17 年度末までに運用財産 8,800 億円の原資である兵庫県・神戸市からの長期借入金を全額返還したが、総括検証で残された課題への対応の必要性が指摘されたことなどから、基本財産を 200 億円から 1 億円に縮減のうえ財団を存続させ、残余財産をもって取崩型基金に転換した。



【参考】他の復興基金との比較

当復興基金設立時に参考とした雲仙岳災害対策基金やその後に設置された中越大震災復興基金等は、当復興基金と同様に、果実運用型基金として財団が設置された。

一方、東日本大震災では、低金利の状況であったことから、特別交付税を財源にした取崩型基金が県・市町村それぞれに設置された。特定目的基金として設置されたことで、条例で設置することができ、財団の設置・運営も不要となるメリットがあった。一方で、自治体の予算を通じて執行されるため事業の改廃等への対応の機動性が劣ること、自治体ごとに基金が設置されたため基金事業の実施に当たって被災者の公平の視点から自治体間の連携が求められたこと、取崩額の多寡により年度毎の事業費が変動すること等の課題が指摘されている。

【これまでの主な復興基金】

名称	設置期間	設置者	基金規模 (主な財源)	事業数	事業費総額	主な支援対策
①雲仙岳災害対策基金	1991.9～2002.8	長崎県	1,090億円 (地方債、普通交付税＋義援金)	73	275億円	住宅・生活・商工業・農林水産業・教育・文化・教訓継承
②奥尻町北海道南西沖地震災害復興基金	1994.1～1998.3	奥尻町	133億円 (義援金)	73	約140億円	住宅・生活・商工業・農林水産業・教育・文化・教訓継承
③阪神・淡路大震災復興基金	1995.7～2021.7	兵庫県・神戸市	9,000億円 (地方債、普通交付税)	116	3,646億円	住宅・生活・商工業・コミュニティ・教育・文化・教訓継承

名称	設置期間	設置者	基金規模 (主な財源)	事業数	事業費総額	主な支援対策
④中越大震災復興基金	2005.3～ 2020.9	新潟県	3050億円 (地方債、普通交付税)	139	600億円	住宅・生活・商 工業・農林業・ コミュニティ・ 教育・文化・教 訓継承
⑤能登半島地震復興基金	2007.8～ 2017.3	石川県	500億円 (地方債、普通交付税)	23	34億円	住宅・生活・商 工業・農林業・ コミュニティ・ 教育・文化・教 訓継承
⑥能登半島地震被災中小企業復興支援基金	2007.7～ 2017.3	石川県	300億円 (中小企業基盤整備機 構貸付金+石川県)	16	非公表	商工業
⑦中越沖地震復興基金	2007.10～ 2019.12	新潟県	1200億円 (地方債、普通交付税)	91	90億円	住宅・生活・商 工業・農林業・ コミュニティ・ 教育・文化・教 訓継承
⑧中越沖地震被災中小企業復興支援基金	2007.10～ 2019.12	新潟県	400億円 (中小企業基盤整備機 構貸付金+新潟県)		30億円	商工業
⑨東日本大震災復興基金	第一次 2011.10～ 継続中	岩手県・ 宮城県・ 福島県等 9県 (※)	1960億円 (特別交付税)	継続中	継続中	住宅・生活・商 工業・農林業・ コミュニティ・ 教育・文化・教 訓継承
	第二次 2013.3～ 継続中	岩手県・ 宮城県・ 福島県等 6県 (※)	1047億円 (特別交付税)	継続中	継続中	住宅
⑩熊本地震復興基金	2016.12～ 継続中	熊本県	510億円 (特別交付税)	継続中	523億円	住宅・生活・商 工業・農林業・ コミュニティ・ 教育・文化・教 訓継承

※被災県・市町村ごとに独自に設置、基金規模は特別交付税による各県への交付金を合算したもの

【参考】阪神・淡路大震災の概要

1 地震の概要

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3の大地震が発生した。高齢社会下における人類未曾有の都市直下型地震であり、甚大な人的被害と家屋の倒壊・焼失、都市基盤の損壊、経済活動の停滞といった様々な被害を引き起こした。

震源地	淡路島北部（北緯34度36分、東経135度02分）
震源の深さ	16 km
規模	マグニチュード7.3
各地の震度	7（神戸、芦屋、西宮、宝塚、北淡、一宮、津名の一部） 6（神戸、洲本）5（豊岡）4（姫路など）

2 兵庫県内の被害状況等（平成18年5月19日確定）

※(2)～(6)最後尾の[]内の数値は他府県を含む阪神・淡路大震災全体の数値を表す。

(1) 災害救助法の適用…旧10市10町

（神戸・尼崎・明石・西宮・洲本・芦屋・伊丹・宝塚・三木・川西の10市、津名・淡路・北淡・一宮・五色・東浦・緑・西淡・三原・南淡の10町）

(2) 死者数…6,402人[6,434人]

※H7.1～6月の死者に係る死因では窒息・圧死が77.0%、年齢別では65歳以上が43.7%を占める。（厚生省調べ）

(3) 行方不明…3人[3人]

(4) 負傷者数…40,092人[43,792人]

(5) 住家被害…538,767棟[639,686棟]

（うち、全壊104,004棟(182,751世帯)、半壊136,952棟(256,857世帯)）

(6) 焼損棟数…7,534棟[7,574棟]

（うち、全焼7,035棟、半焼89棟）

(7) 避難者数…（ピーク時：H7.1.23）316,678人、避難先施設1,153箇所

3 被害総額 9兆9,268億円（平成7年4月5日推計）

4 義援金受入額 1,793億円（受入終了）



※写真提供：神戸市

3 阪神・淡路大震災復興基金の歩み

平成7年1月17日、午前5時46分に発生したM7.3の大地震は、一瞬にして多くの住宅やビルを倒壊させ、都市基盤を破壊した。また、各地で火災も発生し、神戸市をはじめとする県内被災地全体で、死者・行方不明者は6,405名、被害総額は約10兆円に及ぶなど、空前の大災害となった。

阪神・淡路大震災は、高齢社会下の近代都市を直撃した未曾有の大災害であり、震災によって、当時の社会や都市が抱える構造的な課題が一挙に顕在化した。このため、復興にあたっては、被災者の住宅・生活再建、中小企業の再建等に対して適切な支援を行う上で、従来の制度や仕組みでは十分に対応できないことが予想された。

このような状況の下で、長期・安定的、機動的に被災者の救済と自立支援を行い、被災地域の再生を図るため、阪神・淡路大震災復興基金は設立された。

1. 震災の発生と復興基金の発足（平成7年1月～平成7年8月）

被災地では、発災直後から、国や関係機関等と密接に連携を取りつつ、消火活動や被災者の救出・救助にあたるとともに、避難所の開設、緊急物資の確保等が行われた。このような中、避難所の生活環境の改善や応急仮設住宅の早期建設等が求められた。

(1) 行政等の取組み

① 住宅確保

仮設住宅については、いち早く希望者全員入居の方針を打ち出し、用地確保が難航し多くを郊外地に建設せざるを得なかったものの、8月には4万8,300戸すべての建設を完了した。仮設住宅の整備進展に伴い、ピーク時には約32万人が避難していた約1,000か所以上に及ぶ避難所も、8月にはほぼすべてが解消された。



六甲アイランドの仮設住宅
(写真提供：神戸市)

② 生活支援

避難所などへの医師の巡回診療や保健師などによる巡回健康相談が実施されるとともに、被災者のこころのケアを行う「こころのケアセンター」が設置された。また、被災者の生活再建支援策として、生活福祉資金や災害援護資金の貸し付け、災害弔慰金の給付等も行われた。さらに、全国からは多くのボランティアが駆けつけ、被災者を支援した。そして、多額の義援金や多くの救援物資も寄せられた。

③ 産業雇用

震災で大きな被害を受けた中小企業を支援するため、「緊急災害復旧資金」が創設され、震災直後から事業者向けの低利融資が実施された。また、仮設工場の設置や、事業協同組合等施設の復旧事業への補助、観光復興のための全国キャンペーン等も行われた。さらに、被災地の雇用に重大な懸念が生じたため、失業給付や雇用調整助成金の特例措置が講じられた。

④ まちづくり

まちの早期復興のためには大量のがれきを早期に撤去する必要があったため、公費による解体・撤去が実施された。また、無秩序な建築活動による密集市街地の再現を防ぐため、2か月間の建築制限が実施されるとともに、二段階の都市計画決定という手法で事業の早期推進が図られた。これらの事業地区を中心に、新たにまちづくり協議会が100以上設置され、住民参加による復興まちづくりが進められた。

(2) 復興基金の取組み

① 復興基金の設立

ア 検討経過

兵庫県では、発災直後から復興基金の必要性を認識し、1月下旬にはプロジェクトチームを設置して、雲仙岳災害対策基金（※）を参考に具体的な検討を開始した。

1月末には、①基金は県が設立（4月1日発足）、②基金の規模は運用財産3,000億円、期間は5年と想定（最終的には8,800億円、10年間設置）、③被災市町の負担は県が肩代わりし基金への参加は求めない、神戸市は希望があれば参加（最終的に神戸市は参加）等の復興基金のフレーム案を定めた。

その後、正確な被害実態が分からない中で基金事業の積み上げ作業を進めるとともに、基金への出捐を議決する県議会、基金に参加する神戸市、県・神戸市に資金を貸し付ける金融機関等との調整を進めた。基金の規模や事業の形が徐々に姿をみせはじめた2月中旬頃からは、地方財政措置を所管する自治省（現・総務省）との協議も開始した。これら多くの関係者の理解・協力のもとに成案が得られ、3月8日に、野中広務・自治大臣と貝原俊民・兵庫県知事から復興基金の設立が発表された。財団法人化の作業も急ピッチで進められた結果、検討着手からわずか2か月余りとなる平成7年4月1日に、阪神・淡路大震災復興基金が設立された。

※平成3年6月に発生した雲仙普賢岳噴火災害の被災者支援のために同年9月長崎県が設置。県が財団法人を設立し、県債により調達した資金を財団法人に運用財産として貸し付け、県債の償還には普通交付税措置が講じられた。



復興基金設立[H7.4.1]
 (基金標識を掲示する貝原俊民知事(右)
 ・笹山幸俊神戸市長(左))
 (写真提供:人と防災未来センター)

イ 設立にあたり生じた課題

(ア) 基金事業の基本的な考え方(公的支援との線引き)

阪神・淡路大震災では国内外から多額の義援金が寄せられたが、被害が余りにも甚大であったため、被災一世帯当たりの義援金の額は約40万円という状況であった(参考:雲仙普賢岳噴火災害時は約3,300万円)。このため、検討のごく初期から、これまでなら義援金で行われていたはずの相当な被災者支援を基金で行わざるを得ないと考えられた。そこで、復興基金の目的を「被災者を対象に行政施策を補完する支援措置を講じること」「機動的、弾力的な対応を進めること」と設定し、基金事業の基本的な考え方を次のように整理した上で検討を進めた。

- ① 基金事業は、被災者の自立復興を支援するための事業であって、公的な支援が存しないか、あるいは公的な支援が不十分でその補完が必要な場合に限定する。
- ② 被災者支援を目的とするものであっても、行政自身が行う事業は対象としない。
- ③ 被災者に対する直接の支援措置であっても、既に制度が確立している事業は基金事業の対象とはしない(必要に応じその拡充を国に要請)。必要な措置が行政の施策として採択されない場合はそれを補完するため対象とする。

(イ) 正確な被害実態が分からない中での基金事業の積み上げ

阪神・淡路大震災の被害は甚大であったため、被害状況の把握が非常に困難であった。例えば、全半壊戸数の場合、基金の検討に着手した1月末には9万3千戸であったものが、1週間後には14万3千戸にまで膨れ上がった（最終的には約24万9千戸）。このように正確な被害実態が分からない中で基金事業の内容・規模を検討することには大きな困難を伴ったが、関係学会の調査データ等も活用して必要量を推計する等により精査していった。

(ウ) 資金の調達、運用益の確保

検討の初期段階から、①震災後の混乱した状況の中で数千億円の資金を調達できるのか、②復興事業が必要とする資金を生み出せる高利回りの運用ができるのか、③仕組み上、金融機関の利潤が生じない形で調達と運用をセットで行う必要があるが、地方債を引き受ける金融機関の理解が得られるのか等の懸念があったが、地元のさくら銀行（現・三井住友銀行）から全面的な支援協力が得られ、これらの課題は解決された。

② 設立直後の事業

被災者のニーズに幅広く応えるために、「住宅対策」「生活対策」「産業対策」「教育対策」を4つの柱とする28事業でスタートした。7月には、兵庫県で「阪神・淡路震災復興計画」が策定されたこと等に伴い、さらに28事業を追加した。

【住宅対策】

政府系金融機関や県等において低利の住宅再建融資が設けられたが、さらに、復興基金で利子補給を実施し、一定期間実質無利子とすることにより、被災者による早期の住宅再建を支援した。また、総合住宅相談所等の運営費やまちづくり協議会の活動経費等に対する補助も実施し、被災者からの再建相談体制の構築や、住まい・まちの復興を目指す住民の自主的な活動を支援した。

【生活対策】

「こころのケアセンター」の運営費を補助することにより、被災者のこころのケアの推進に寄与した。また、仮設住宅等でのコミュニティ構築も問題となったため、災害救助費の対象とならないふれあいセンターの設置・運営費や仮設住宅共同利用施設の維持管理費を補助した。さらに、「ボランティア元年」と称された数多くのボランティアを支援するため、その活動経費に対して補助を実施した。

【産業対策】

政府系中小企業金融機関や県等により、災害復旧資金や事業再開資金の低利融資の仕組みが作られたが、これに対し、復興基金で利子補給を行い実質無利子とすることにより、被災中小企業の早期の事業再開を支援した。それから、公的な支援制度のない共同仮設店舗の立ち上げや地場産業関係団体等が共同で実施する復興事業に対する補助、“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会が行うテレビCM放映事業に対する補助も実施した。

雇用については、国において雇用調整助成金の特例措置等が講じられたが、被災地の厳しい雇用情勢を改善するためには更なる支援が必要であったため、復興基金において、雇用維持奨励金による上乗せの助成を行った。

【教育対策】

公立学校と比べると支援策の少なかった私立学校や支援措置がなかった専修学校・外国人学校に対して、融資に係る利子補給、仮設校舎の整備補助等の上乗せ措置（私立学校）や、災害復旧費補助、授業料軽減に伴う補助（専修学校・外国人学校）等を実施することにより、早期の学校

再開を支援した。また、文化財や歴史的建造物等の修理費助成や私立博物館に対する復旧費用の補助等も実施した。

年月日	基金	行政等の動き
平成 7. 1.17		地震発生、避難所開設
1.20		応急仮設住宅着工
1.29		義援金の第 1 次配分決定 (以降、3 次にわたり配分) 倒壊家屋等の処理受付開始
2.15		「緊急災害復旧資金」受付開始
3. 8	県「(財) 阪神・淡路大震災復興基金」設立を発表	
3.17		震災復興土地地区画整理事業等都市計画決定
4. 1	「(財) 阪神・淡路大震災復興基金」設立 当初 28 事業でスタート	
4.11		「阪神・淡路大震災復興宝くじ」発売
6.27		「政府系中小企業金融機関災害復旧貸付」の 取扱期間を 1 年延長 (以降 10 年度まで 1 年 延長を実施)
6.30		「神戸市復興計画」策定
7.31		「阪神・淡路震災復興計画」策定
8.11	復興計画の推進等を図るため、「復興まちづくり支 援事業補助」など 28 事業を追加、2 事業を拡充	
8.17		「ひょうご住宅復興 3 カ年計画」策定
8.20		災害救助法に基づく避難所を廃止 (神戸市)
8.31		「産業復興 3 ヶ年計画」策定

2. 復旧期（平成7年9月～10年3月）

この時期には、被災地の早期復旧を実現するため、都市基盤の復旧、住宅の確保、産業の復興等が課題となった。そして、避難所から仮設住宅へ、さらには恒久住宅への移行期を迎え、被災者の生活再建支援等への対応もクローズアップされた。

(1) 行政等の取組み

① 住宅確保

平成7年8月に、兵庫県は「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定し、125,000戸の住宅供給を目指して、災害復興公営住宅の整備等が進められた。

一方で、8年2月に実施された調査の結果、仮設住宅入居者の高齢化や低所得の実態が明らかとなった。このため、8年7月に「恒久住宅への移行のための総合プログラム」が策定され、災害復興公営住宅等の家賃低減化対策や円滑な入居対策が実施された。

② 生活支援

仮設住宅や災害復興公営住宅での慣れない生活により、健康を損なう被災者が続出したため、仮設診療所の開設や医師・保健師等による訪問活動が行われた。

公的な生活資金では、中間所得者層向けの生活復興のための貸付制度がなかったため、必要な資金を実質無利子で貸し付ける「生活復興資金貸付制度」が8年に創設された。さらに、恒久住宅への本格的な移行が始まろうとする中、8年12月に兵庫県は生活再建支援のための現金給付と、生活復興資金貸付金の限度額引き上げを内容とする被災者への生活支援対策を発表した。

このほか、8年7月には、神戸市の中心街の三宮に「阪神・淡路大震災復興支援館フェニックスプラザ」が開設され、10月には県民の力を結集して生活復興に取り組む「生活復興県民ネット」が設置された。

③ 産業雇用

7年8月に、兵庫県は「産業復興3ヶ年計画」を策定するとともに、7年12月には、同計画に基づく事業を推進する中核的機関として（財）阪神・淡路産業復興推進機構（HERO）が設立された。また、イギリスの都市再生手法を参考にしたエンタープライズ・ゾーン構想を国に提案したが採用されなかったため、県は「産業復興条例」を、神戸市は「神戸起業ゾーン条例」を制定し、独自に企業の誘致や投資の促進を図った。このほか、7年12月から、震災の記憶を語り継ぐ冬の光の芸術として「神戸ルミナリエ」が毎年開催されている。

④ その他

「緊急インフラ整備3か年計画」に基づく早期復旧に取り組み、阪神高速道路が8年9月末に全線開通し、神戸港も9年3月末に復旧工事がすべて完了した。これにより主要なインフラはすべて復旧した。

(2) 復興基金の取組み

【住宅対策】

「恒久住宅への移行のための総合プログラム」に基づき、住宅再建融資への利子補給制度の対象地域や対象融資を拡大するなど持家再建支援策の拡充を図るとともに、災害復興公営住宅等の家賃低減化に対応して、民間賃貸住宅入居者に対する家賃負担軽減制度を創設した。また、仮設住宅からの転居費用に対する支援や災害復興公営住宅入居予定者を対象とした事前交流事業への補助などの、移転支援事業も創設し、恒久住宅への円滑な移行を促進した。

このほか、小規模な敷地等の共同化や被災マンションの共用部分補修に係る利子補給、景観やまちなみ保全の取組みへの支援も展開した。

【生活対策】

県が創設した生活復興資金貸付を実質無利子化するための利子補給を開始し、その後の貸付限度額引き上げにも対応して生活復興途上にある被災者の生活再建を後押しした。

さらに、仮設住宅から恒久住宅への円滑な移行と移行後の生活再建を支援するため、「生活再建支援金」及び「被災中高年恒久住宅自立支援金」を創設し、被災者への現金給付を実現した。これが10年5月の被災者生活再建支援法の成立につながった。このための財源措置として、復興基金の運用財産を3,000億円増額した。この両制度は10年7月に統合・拡充され、復興基金最大の事業となった「被災者自立支援金」が誕生している。

このほか、災害復興公営住宅等への移転の進展に伴い、入居者の健康・生活相談等を行う「健康アドバイザー」や「生活復興相談員」の設置・活動に対する支援も創設するとともに「生活復興県民ネット」が展開する生活復興県民運動を支援した。

【産業対策】

依然として厳しい状況下にある中小企業の早期復興を図るため、政府系中小企業金融機関や県・市による災害復旧貸付等に対する一連の利子補給事業を延長し、被災中小企業の負担軽減や事業再開等を引き続き支援した。このほか、新たな産業の創出を図るためのベンチャー企業に対する支援や、被災商店街によるにぎわいを取り戻すためのイベントへの支援、中高年齢の被災者に生きがい就労の機会を提供する事業への支援も展開した。

復旧期（7～9年度）の3年間だけで産業対策の26年間の総事業費（575億円）の約50%にあたる286億円を執行し、産業復興に対する支援を集中的に実施した。

【その他の対策】

県が設置したフェニックスプラザにおいて、被災者の自立復興のための情報提供等の事業を実施した。また、震災を風化させないために、毎年の追悼行事や記念行事に対する補助も開始した。

年度	基金	行政等の動き
平成7年度	12月：追悼行事関連文化復興事業補助を追加 3月：「被災外国人県民支援活動補助事業」などの4事業の追加	10月：「災害復興（賃貸）住宅第1次一元募集開始（以降4次にわたり一元募集） 12月：「神戸ルミナリエ」開催（以降毎年開催） 1月：「阪神・淡路大震災犠牲者追悼式典」開催（以降平成11年度まで毎年開催）
平成8年度	7月：「民間賃貸住宅家賃負担軽減事業」など5事業を追加、「被災者住宅再建支援事業」等の事業を拡充 9月：「生活復興資金貸付利子補給」など5事業を追加、2事業を拡充 1月：「民間賃貸住宅家賃負担軽減事業」など8事業の拡充 3月：「生活再建支援金」「新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業」等25事業を追加、「生活復興資金貸付利子補給」「民間賃貸住宅家賃負担軽減事業」など18事業を拡充 運用財産を3,000億円増額	7月：「阪神・淡路大震災復興協賛宝くじ」発売開始 「阪神・淡路大震災復興支援館（フェニックスプラザ）」開館 「恒久住宅への移行のための総合プログラム」策定 9月：阪神高速道路神戸線全線開通 10月：「生活復興県民ネット」が発足 12月：「被災者の生活支援対策について」発表 「生活復興資金貸付」受付開始、県外被災者支援策「ふるさとひょうごカムバックプラン」策定 2月：「生活復興支援詳細プログラム」「住まい復興詳細プログラム」等発表 3月：神戸港、大震災から804日ぶりに復旧
平成9年度	5月：生活復興相談員の配置 6月：「景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助」創設 「生活支援マネジメントシステム事業補助」など2事業を追加 「災害復興公営住宅空家入居者支援事業」を追加 10月：「被災中高年恒久住宅自立支援金」「事業再開等支援資金利子補給」など7事業の追加、8事業の拡充 3月：「被災商店街空き店舗等活用支援事業」など3事業の追加、「被災者住宅再建支援事業」の事業期間の延長など4事業を拡充	4月：「生活復興資金貸付」の貸付限度額を100万円から300万円に引き上げ 県と被災10市10町「地震等自然災害による被災者支援制度（総合的国民安心システム）提案 7月：「生活支援マネジメントシステム」スタート 全国知事会議、「災害相互支援基金」の創設を全会一致で特別決議 「緊急災害復旧資金」の据置期間を1年延長 11月：「事業再開等支援資金融資」受付開始 2月：政府・自民党「被災者生活再建支援基金法案」の内容に合意 3月：特定非営利活動促進法の制定

3. 復興前期（恒久住宅移行期、平成 10 年 4 月～ 12 年 3 月）

この時期には、仮設住宅から恒久住宅への円滑な移転や、被災者の状況に配慮したきめ細かな生活再建支援が課題となった。さらには全国的な不況下での産業復興等への支援方策なども求められた。

(1) 行政等の取組み

① 住宅確保

仮設住宅から恒久住宅への移行が着実に進展し、平成 12 年 1 月に仮設住宅の最後の入居者が恒久住宅に移転した。

災害復興公営住宅については、12 年 3 月末までに約 4 万 2,000 戸の供給が達成された。そこで、災害復興公営住宅の入居に当たっては募集・抽選を原則とし、高齢者には優先枠を設けて早期入居を促進したが、結果として高齢者が集中した団地ができるなど、新たなコミュニティづくりが課題となった。



災害復興公営住宅

② 生活再建

LSA（生活援助員）を配置するシルバーハウジングの供給に努めたが、限界があったため、復興基金で「生活復興相談員」を創設するとともに、厚生省（現・厚生労働省）と協議を行い、LSA の活動範囲の拡大に努めた。

10 年 5 月には、兵庫県・被災 10 市 10 町から提案した総合的国民安心システムなど被災地からの提案や全国的な署名活動が原動力となり、「被災者生活再建支援法」が成立した。

また、被災地でのボランティア活動が契機となり、10 年 12 月に NPO 法（特定非営利活動促進法）が施行された。

③ 産業雇用

復興特需で回復した雇用情勢が再び悪化し、11 年度には有効求人倍率が史上最低の 0.30 を記録した。兵庫県では「5 万人のしごと・雇用創出」を目標に掲げた「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」を策定し、積極的な施策展開が行われた。さらに、全国的な不況の影響も続く中、仕事を分かち合い雇用の維持・創出を図るため、11 年 12 月に、兵庫県雇用対策三者会議（連合兵庫、経営者協会、兵庫県）において「兵庫型ワークシェアリング」の導入が合意された。

10 年度には、明石海峡大橋の開通と「阪神・淡路百名所」の選定を機に広域周遊型観光が促進された結果、県内観光入込客数は震災前を上回り、過去最高を記録した。

④ 復興制度

震災から 5 年を迎えるに当たり、県・神戸市では「震災対策国際総合検証事業」、「神戸市復興・活性化推進懇話会」において復旧・復興の取組みについて検証作業が行われ、後期 5 か年における重要課題が提言された。また、12 年 2 月には、被災地の復興に大きな役割を果たした政府の阪神・淡路復興対策本部が設置期間の満了に伴い解散した。

(2) 復興基金の取組み

【住宅対策】

恒久住宅への移行が進む中で、住宅再建融資に対する一連の利子補給や民間賃貸住宅家賃軽減対策の受付期間等を延長した。さらに、10 年度には、仮設住宅での生活が限界を迎えつつある中、被災者の意向に沿った一日も早い恒久住宅への入居の促進を図るため、恒久住宅の完成待ちのために一時的に民間賃貸住宅に身を寄せる入居待機者や、高齢のために融資を受けられない被災者に対する支援を創設した。

復旧期から復興前期（～12年3月）までの5年間で、住宅対策の26年間の総事業（1,131億円）の55%にあたる623億円を執行し、10年度の事業費も単年度では最大となる237億円となるなど、住宅対策のピークを迎えた。

【生活対策】

阪神・淡路大震災への被災者生活再建支援法の遡及適用は見送られたが、衆参両院特別委員会における附帯決議（「阪神・淡路大震災の被災者に対し、本法の生活支援金に相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること」）に基づき、復興基金では、10年7月に「生活再建支援金」と「被災中高年恒久住宅自立支援金」を拡充・統合し、「被災者自立支援金」を創設した。10年度だけで96,234件、1,147億円を支給し、恒久住宅移行後の被災者の自立を強力に支援した。

このほか、被災地域における福祉コミュニティづくりの推進拠点となる「コミュニティプラザ」の設置・運営支援を本格化させた。

【産業対策】

復興特需で回復した雇用情勢が再び下降し始めたことから、一連の利子補給事業を延長するとともに、「被災地しごと開発事業補助」による就労機会の提供を本格化させた。さらに、県の産業復興条例に基づく新産業構造拠点地区へ進出する企業に対する地方税の減免措置を受けて、進出の際の調査費や進出後のオフィス賃貸料に対する補助を実施するなど、被災地の新産業の創造を支援した。

年度	基金	行政等の動き
平成10年度	4月：「生活復興NPO情報プラザ」を開設 5月：「公営住宅入居待機者支援事業」等4事業を追加 6月：「被災者自立支援金」を追加（「生活再建支援金」と「被災中高年恒久住宅自立支援金」を統合・拡充。7月から受付） 7月：「小規模事業者事業再開支援事業」を追加、2事業を拡充 10月：「生活復興県民ネット設置運営事業等補助」を拡充 2月：運用財産3,000億円の運用期間延長（4年）に係る地方債変更許可 3月：「緊急災害復旧資金」に対する利子補給期間の再延長など17事業を拡充 運用財産3,000億円の運用期間を4年延長	4月：明石海峡大橋開通 5月：「被災者生活再建支援法」可決（衆・参両院特別委員会において阪神・淡路大震災の被災者に対して相当の行政措置を求める附帯決議） 「被災者生活再建支援法」公布（施行は11月6日） 10月：「緊急災害復旧資金融資」の据置期間等延長申請受付開始 3月：県「生活復興資金貸付」の取扱期間を1年延長
平成11年度	1月：「住宅対策利子補給」など8事業・「産業対策利子補給」3事業・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業など14事業の受付期間の延長・拡充 3月：被災者自立支援金訴訟提起（原告1名） 「本格復興促進支援利子補給」・「生活復興相談員設置事業補助」など25事業の受付期間の延長・拡充	1月：「震災対策国際総合検証会議」開催（1/10～1/14） 「神戸市復興・活性化推進懇話会」提言 仮設住宅の居住者の恒久住宅への移行完了 2月：「生活復興資金貸付」の受付終了 「創造的復興のつどい」開催 政府「阪神・淡路復興対策本部」解散

4. 本格復興期（平成 12 年 4 月～ 17 年 3 月）

この時期には、応急仮設住宅が解消し、本格的な復興に向け、被災高齢者等の生活復興、まちなぎわいづくり等復興まちづくりへの支援などが大きな課題となった。

(1) 行政等の取組み

① 復興制度

復興計画の前期 5 か年の検証を踏まえ、平成 12 年 11 月に後期 5 か年推進プログラムが策定され、14 年 12 月には最終 3 か年推進プログラムも策定されるなど、復興計画の効果的な実施を図ることにより、創造的復興が着実に進められた。

17 年 3 月に復興計画の期限を迎えるに当たり、「復興 10 年総括検証・提言事業」が実施され、高齢者の自立支援やまちなぎわいづくりなど残された課題への対応、まちの保健室など復興過程で生まれた先導的な取組みの定着・発展、震災の経験と教訓の国内外への発信等が提言された。

② 住宅確保

いきいき県住推進員によるコミュニティづくりへの支援や、若年世帯や県外居住被災者の優先入居など、入居者のニーズにあった災害復興公営住宅の運営・活用が進められた。また、復興土地区画整理事業の着実な進捗や住宅の耐震改修等も推進された。

③ 生活再建

災害復興公営住宅では高齢化率が 5 割近くとなり、被災者の抱える課題も多様化していた。このため、少子・超高齢社会における本格的な生活復興に向けて、高齢者や障害者をはじめとするすべての人々が安心して暮らせる福祉のまちづくりが進められた。

また、震災で芽生えた県民の主体的な取組みを一層推進するため、14 年度には県民の参画と協働の推進に関する条例が制定されるとともに、NPO 等を支援するひょうごボランティアプラザが開設された。

文化復興のシンボルとして、14 年 4 月に県立美術館「芸術の館」、17 年 10 月には県立芸術文化センターが開館した。

④ 産業雇用

中小企業向け災害復旧融資の償還期限延長や観光キャンペーン等に取り組むほか、新産業創造研究機構（NIRO）による新産業の創造支援などに取組んだ。また、12 年には、「淡路花博ジャパン フローラ 2000」が開催され、約 700 万人が入場し、花と緑をテーマに復興をアピールした。

⑤ 震災の経験と教訓の継承

震災の経験と教訓を継承・発信するため、国の支援も得て、14 年 4 月に人と防災未来センターが開設された。

17 年 1 月には国連防災世界会議が神戸市で開催され、21 世紀の国際防災戦略である「兵庫行動枠組」が採択された。

震災から 10 年が経過した 17 年に、1 月 17 日を「ひょうご安全の日」として条例で定めるとともに、県民・民間団体・行政機関等が連携して防災力強化県民運動に取り組むために「ひょうご安全の日推進県民会議」が設立され、「1.17 は忘れない」をコンセプトに事業が実施されている。



国連防災世界会議（H27.3）で発言する
井戸敏三知事（中央）

(2) 復興基金の取組み

【住宅対策】

各種住宅再建融資に対する利子補給を延長するとともに、復興まちづくりへの支援として、空き地を地域のイベントや憩いの場として活用するパイロット事業や、全県花いっぱい運動に呼応した花を植えるモデル事業、まちの再発見事業など、きめ細かな支援を実施した。

【生活対策】

災害復興公営住宅では、高齢化率が5割近くになるなど問題が深刻化したことから、生活復興相談員事業を延長するとともに、13年度には高齢世帯生活援助員（SCS）に拡充・改編し、高齢者に特化した巡回型の見守りを強化した。さらに、復興住宅のコミュニティプラザ設置事業を強化するとともに、コミュニティプラザ等にまちの保健室を開設し、健康面での支援を強化した。

一方、生活面では、被災者自立支援金の支給や生活復興資金貸付金への利子補給等を継続した。さらに、生きがいづくり支援として、生きがいしごとサポートセンターの設置、育児支援、若者の元気あっぷプログラムを実施した。また、ボランティア活動支援では、新たに災害復興公営住宅等での高齢者への支援、行政・NPO協働事業への助成等を実施した。そして、被災地における子供たちとの体験事業も実施した。

【産業対策】

引き続き、中小企業、地域産業、商店街等既存産業に対する支援、新規成長産業の誘致の継続、拡大に努めた。新たに、復興市街地再開発商業施設等への入居支援を実施した。

【基金事業の継続】

基金事業は10年間実施することを予定していたが、復興10年総括検証・提言報告を踏まえ、17年3月に、残された被災地固有の課題について、17年度以降も運用益の残余財産を活用し、引き続きその解決を図っていくことを決定した。

年度	基金	行政等の動き
平成12年度	8月：「政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給」など3事業の取扱期間の延長 12月：「震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助」の拡充 3月：「民間賃貸住宅家賃負担軽減事業」など29事業の延長・拡充	7月：See HANSHIN AWAJI キャンペーン開始 全国自治体初の災害対策専門庁舎「県災害対策センター」完成 8月：神戸市「復興計画推進プログラム」発表 兵庫県「後期5か年推進プログラム」発表 国土庁「被災者の住宅再建支援のあり方に関する検討委員会」最終報告書を提出 10月：県、「生きがいしごとサポートセンター」を開設

年度	基金	行政等の動き
平成 13 年度	<p>4月：「まちの保健室」を開設。 被災者自立支援金訴訟神戸地裁一審判決（敗訴）</p> <p>5月：被災者自立支援金訴訟大阪高裁へ控訴</p> <p>7月：「政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給」等3事業の取扱期間の延長</p> <p>9月：「生活復興相談員設置事業補助」など2事業の拡充</p> <p>10月：SCS（高齢世帯生活援助員）を配置</p> <p>11月：「災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業」を開始</p> <p>3月：「復興まちづくり支援事業補助」など31事業の延長・拡充</p>	<p>6月：兵庫県「21世紀兵庫長期ビジョン」発表</p> <p>7月：神戸市営地下鉄海岸線が開業</p> <p>8月：井戸敏三兵庫県知事が初登庁 国連「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）委員会が最終見解を公表（被災者に対して日本政府がより有効な支援策をとることなどを勧告）</p> <p>9月：アメリカで同時多発テロが発生 兵庫県「緊急経済・雇用対策」発表</p> <p>10月：兵庫県立美術館「芸術の館」完成 矢田立郎神戸市長初登庁 被災地10市10町の合計人口が震災直前を上回る 「1.17ひょうごメモリアルウォーク2002」開催（以降毎年開催）</p>
平成 14 年度	<p>4月：「被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業」を開始。</p> <p>7月：被災者自立支援金訴訟大阪高裁控訴審判決（敗訴）、判決確定 「政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給」等3事業の取扱期間の延長</p> <p>9月：「被災者自立支援金」の制度を見直し「被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助」事業の拡充</p> <p>3月：運用財産5,800億円の運用期間延長（約5.5カ月）に係る地方債変更許可「高齢世帯生活援助員設置事業等補助」など17事業の延長・拡充</p>	<p>4月：「人と防災未来センター」が開設</p> <p>5月：「歴史資料ネットワーク」がNGOとして発足</p> <p>6月：2002 FIFA ワールドカップの神戸開催 6/5 6/7 6/17</p> <p>12月：兵庫県「復興計画最終3か年推進プログラム」発表</p>
平成 15 年度	<p>8月：「政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給」など3事業の取扱期間の延長</p> <p>10月：震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助を拡充</p> <p>2月：災害復興ボランティア活動補助を拡充（災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業）</p> <p>3月：「災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業補助」事業の拡充 「復興まちづくり支援事業補助」など18事業の延長・拡充</p>	<p>4月：「人と防災未来センター」ひと未来館開設</p> <p>8月：兵庫県「復興10年委員会」設置</p> <p>1月：神戸市復興・活性化推進懇話会からの提言</p> <p>2月：神戸市「震災10年神戸からの発信」推進委員会設立</p> <p>3月：被災者生活再建支援法一部改正（居住安定支援制度創設）</p>
平成 16 年度	<p>8月：「政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給」など3事業の取扱期間の延長</p> <p>1月：被災者自立支援金訴訟提起（原告9名）</p> <p>3月：「被災者住宅購入支援事業補助」など14事業の延長、1事業の拡充</p>	<p>11月：神戸市・震災前の人口上回る（1,520,581人）</p> <p>12月：震災10年神戸からの発信（神戸市）（～17.12）</p> <p>1月：阪神・淡路大震災10周年追悼式典復興10年総括検証・提言事業最終報告 国連防災世界会議（～17.1.22） 阪神・淡路大震災総合フォーラム（～17.1.22）</p> <p>3月：（財）兵庫県住宅再建共済基金設立 県「阪神・淡路大震災復興本部」廃止 （財）阪神・淡路産業復興推進機構（HERO）解散</p>

5. 復興後期（平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月）

震災から 10 年が経過し、人口や経済指標は震災前水準を上回るなど、全体としては復興をなし遂げたともいえる状況であったが、被災高齢者の自立支援や市街地の再生・まちのにぎわいの回復など、被災地固有の残された課題への対応が引き続き求められた。

（1）行政等の取組み

住宅再建には自助・公助いずれにも限界がある中で、兵庫県により、住宅所有者相互の共助の独自の仕組みとして、17 年 9 月に「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」が創設された。そのうえ、使途が生活再建に限定されていた被災者生活再建支援金はその後の二度の法改正により、19 年 12 月から、住宅建設費本体に最大 300 万円の支援金を充てることが可能になった。

また、兵庫県では復興の成果の定着と残された課題の解決に向けて「復興 10 年総括検証・提言報告」をベースに、復興フォローアップ委員会を設置して、諸情勢の変化を踏まえた今後のフォローアップについて検討を行った。そして、委員会の提言を受け、19 年 2 月には 19 年度から震災 15 年が経過する 21 年度までを目途とする「復興の成果を県政に生かす」3 か年推進方策」を策定した。

（2）復興基金の取組み

17 年度末に、県・市の地方債償還を迎え、運用財産と大方の基本財産を返還した。その後は、運用益等残余財産と基本財産から一部を引き継いだ 133 億円を取り崩しながら、一連の県施策に沿う形で事業を実施していった。住宅再建支援に伴う利子補給を継続する一方、被災地固有の課題解決として、まちのにぎわいづくりと高齢者の自立支援に主眼を置いた。

【まちのにぎわいづくり】

復興まちづくり支援事業を延長するとともに、まちづくり、商店街活性化、芸術文化活動を融合させたまちのにぎわいづくり一括助成事業を実施した。そのほか、復興土地区画整理事業・同市街地整備事業の遅れを取り戻すための住宅再建支援、事業所の入居促進等を行った。また、被災商店街・小売市場の活性化のため、イベント支援、共同施設の建設費支援、事業所の再開支援等を引き続き実施した。

【高齢者の自立支援】

生活復興資金貸付金利子補給やまちの保健室事業を継続させる一方、高齢者が安心して暮らせるよう、高齢世帯生活援助員（SCS）の継続や見守り活動グループの支援等を行った。18 年 4 月には、これまでの巡回型の見守りから移行し、新たに常駐型の見守り拠点として「高齢者自立支援ひろば」を災害復興公営住宅等に設置し、見守り機能・健康づくり機能・コミュニティ支援機能・支援者間のプラットフォームの機能を併せ持つ地域拠点として活用した。

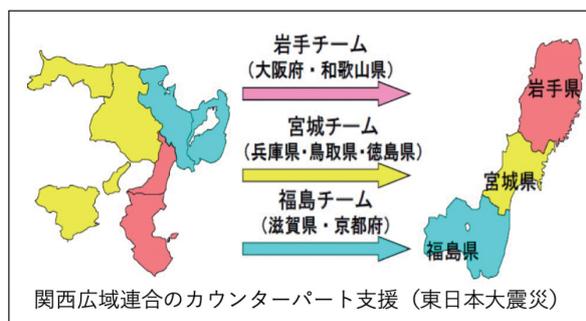
年度	基金	行政等の動き
平成 17 年度	<p>5月：新フェニックスマーク使用受付開始</p> <p>12月：運用財産（長期借入金）5,800 億円償還、事業用資金に係る借入完済</p> <p>3月：運用財産（長期借入金）3,000 億円償還、基本財産の減額（200 億円→1 億円）</p>	<p>4月：県庁内に復興推進会議設置、ひょうご安全の日を定める条例施行</p> <p>6月：第 1 回復興フォローアップ委員会開催</p> <p>9月：県、「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を創設。</p> <p>10月：兵庫県芸術文化センター開館</p> <p>11月：阪神・淡路大震災復興タウンミーティング 2005 開催</p> <p>1月：ひょうご安全の日宣言（以降毎年発出）</p> <p>2月：神戸空港開港</p>
平成 18 年度	<p>4月：「高齢者自立支援ひろば設置事業」を創設</p> <p>4月：「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を創設</p>	<p>4月：ひょうご震災記念 21 世紀研究機構設立</p> <p>9月：のじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会開催</p> <p>3月：県、「兵庫県耐震改修促進計画」を策定</p>
平成 19 年度		<p>11月：被災者生活再建支援法一部改正（定額渡し方式に改正等）</p>
平成 20 年度	<p>4月：「復興市街地再開発地域事業所開設支援事業」を開始</p>	
平成 21 年度	<p>4月：「高齢者自立支援ひろば」にランチを設置</p>	<p>1月：阪神・淡路大震災 15 周年追悼式典</p>

6. 復興から地域創生に向けて（平成 22 年 4 月～）

平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、改めて、阪神・淡路大震災の経験・教訓の重要性が認識された。このような中、令和 2 年 1 月 17 日で震災から四半世紀を超える歳月が経過し、被災地・兵庫は、復旧・復興のその先の新たなステージを開く取組みを進めていく段階を迎えている。

(1) 行政等の取組み

22 年 12 月に、関西の 2 府 5 県（その後、奈良県と 4 政令市も参加）により、関西広域連合を発足した。翌 23 年 3 月に、阪神・淡路大震災を上回る被害をもたらした東日本大震災が発生した。関西広域連合では、カウンターパート方式により、発災直後から、支援先を明確にした責任ある継続的支援を行うこととした。兵庫県も、宮城県のカウンターパートとして、短期・中長期の職員派遣など、阪神・淡路大震災の経験・教訓を踏まえた支援が継続されている。



このような中、23 年 5 月には、復興フォローアップ委員会提言を踏まえ、復興の成果を県政に定着させる取組みをさらに進めるため、「今後の復興施策の推進方針」が策定された。

また、阪神・淡路大震災と東日本大震災について、復興の各分野にわたった制度面からの比較を行い、今後の大規模災害への備えに活用できる提言をとりまとめる「復興制度等提言事業」が実施され、27 年 6 月に公表された。

(2) 復興基金の取組み

復興基金は震災 15 年を機に終了を予定していたが、長期化する「高齢者の自立支援」「まちなにぎわいづくり」の課題に加え、「伝える・備える」への取組みを実施するため、延長することとした。

【高齢者の自立支援】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる包括支援の仕組みを作るため、巡回型の SCS から常駐型の高齢者自立支援ひろばへの移行を進めた。加えて同ひろばでの NPO 等と連携した交流事業、いきいき仕事塾の開設、コミュニティ支援アドバイザーの設置等も行った。また、まちな保健室も継続させた。

【まちなにぎわいづくり】

引き続き、復興市街地再開発施設への商業施設や事業所の入居促進を継続するとともに、同開発地域での開発コンセプトを明確にしたリーディング開発モデル事業を実施した。また、土地区画整理事業を含めた住宅再建支援も継続した。そして、まちなにぎわいづくり一助助成事業を 3 年間の段階別支援に拡充するとともに、まちづくり専門家の派遣等を継続させた。さらに、商店街再生のためににぎわい支援を継続するとともに、新たに、共同施設の撤去支援、空き店舗等の再生支援を実施した。それから、新産業構造拠点地区に進出する企業に対するオフィス賃貸料への補助も継続した。

【伝える・備える】

復興の成果が社会に生き続ける「新しい災害文化」を確立すべく、阪神・淡路大震災 20 年事業に対する補助を実施したほか、震災の経験を語り継ぎ、生かす兵庫の防災教育推進事業、震災の経験・教訓発信事業、自主防災組織活性化支援事業を実施した。また、東日本大震災を契機に始まったひょうごまちづくり専門家派遣事業は、復興サポート事業となり、熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨災害被災地の岡山県への支援にも活用された。

年度	基金	行政等の動き
平成 22 年度	4月：「高齢者自立支援ひろば設置事業」を5年間延長 4月：「新産業立地促進賃料補助事業」を開始	3月：東日本大震災発生
平成 23 年度	4月：「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を見直し、計画的・総合的な取組みに対して助成	
平成 24 年度		7月：ひょうご安全の日推進県民会議、ひょうご防災特別推進員派遣事業実施
平成 25 年度		10月：久元喜造神戸市長初登庁
平成 26 年度	4月：「復興市街地再開発地域リーディング開発モデル事業」を開始	1月：阪神・淡路大震災 20 年追悼式典 県、「わが家の耐震改修促進事業」を見直し、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」を開始
平成 27 年度	4月：「高齢者自立支援ひろば設置事業」を1年間延長	
平成 28 年度	4月：「高齢者自立支援ひろば設置事業」を2年間延長	
平成 29 年度		
平成 30 年度		
令和元年度		1月：阪神・淡路大震災 25 年追悼式典
令和 2 年度		

関係者からのメッセージ

事業立案者から

復興基金の活躍に感謝

(当時：兵庫県復興本部総括部長、理事、出納長)

辻 寛

阪神・淡路大震災は、人類史上初めて、成熟した都市を襲った直下型地震で、高齢化した成熟都市の脆弱性を顕在化させました。

戦後最大の都市型災害となった震災からの復興に当たっては、次の二点を基本姿勢としました。一つは、政府からの一方的な支援による復興ではなく、自立復興を目指したこと。二つには、単なる復旧ではなく、創造的復興を目指したことでありました。

災害直後の緊急対策、危険対策を終えると、復旧という段階に入ります。課題が山積していましたが、対政府の関係では、次の二点が大きな課題でした。一つは、政府が支援するのは、壊れたものを元に直す復旧までという原則でした。しかし、県としては犠牲者の霊に応えるためにも、震災の教訓を生かし、21世紀に通用する地域として復興する創造的復興を目指しました。二つは、被災者の自立復興の支援です。被災者の復興課題は複雑・多岐に亘ります。公的な支援制度が存在しないか、あるいは公的な制度が不十分でその補完が必要なものが沢山あります。それに対応するために創設されたのがこの基金です。今回幕を閉じることとなり、感慨深いものがあります。

4 事業一覧

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ			
1 住 宅 対 策	持ち家の建替・ 購入・修繕に 対する支援	被災者住宅購入支援事業 補助		平成7～24年度	平成 26 年度	p.44		
		被災者住宅再建支援事業 補助	被災者住宅再建支援 事業補助	平成7～24年度	平成 28 年度	p.44		
			被災市街地復興土地区 画整理事業地区内土地 利用促進事業	平成14～21年度	平成 27 年度	p.46		
		県・市町単独住宅融資 利子補給	大規模住宅補修利子補給		平成7～16年度	平成 23 年度	p.47	
			隣地買増し宅地規模拡大 支援利子補給		平成8～11年度	平成 22 年度	p.48	
			定期借地権方式による 住宅再建支援事業補助	定期借地権方式による 住宅再建支援事業補助		平成9～16年度	平成 20 年度	p.48
				定期借地権方式による 住宅再建支援事業補助	定期借地権方式による 住宅再建支援事業補助	平成9～16年度	平成 16 年度	p.49
	高齢者の持ち 家建替・修繕 に対する支援	高齢者特別融資（不動産 活用型）利子補給	定期借地権による被災 マンション建替支援 事業補助	平成8～10年度	平成 10 年度	p.50		
			高齢者住宅再建支援事業 補助		平成9～18年度	平成 24 年度	p.51	
	被災マンション の建替・修繕 に対する支援	被災マンション共用部分 補修支援利子補給	高齢者特別融資（不動産 活用型）利子補給		平成8～16年度	平成 27 年度	p.52	
			被災マンション建替支援 利子補給		平成7～21年度	平成 29 年度	p.52	
	住宅の共同化 ・協調化に対す る支援	民間住宅共同化支援利子 補給	被災マンション建替支援 利子補給		平成7～11年度	平成 22 年度	p.53	
			小規模共同建替等事業 補助		平成7～12年度	平成 26 年度	p.54	
	賃貸住宅の再 建・建設に対 する支援	被災者住宅購入支援事業 補助【再掲】	民間住宅共同化支援利子 補給		平成9～16年度	平成 16 年度	p.55	
被災者住宅購入支援事業 補助【再掲】				平成7～24年度	平成 26 年度	p.44		
被災者住宅再建支援事業 補助【再掲】				平成7～24年度	平成 28 年度	p.44		
災害復興準公営住宅建設 支援事業補助				平成7～11年度	平成 20 年度	p.56		
特定借上・特定目的借上 公共賃貸住宅建設支援 事業補助				平成7～11年度	平成 21 年度	p.57		
被災者向けファミリー賃貸 住宅建設促進利子補給				平成8～11年度	平成 21 年度	p.57		
被災者向けファミリー賃貸 住宅建設促進利子補給				平成7～11年度	平成 22 年度	p.58		
学生寄宿舍建設促進利子 補給		平成7～9年度	平成 14 年度	p.59				
被災者向けコレクティブ・ ハウジング等建設事業 補助		平成9～16年度	平成 17 年度	p.59				

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ	
1 住 宅 対 策	宅地防災工事 に対する支援	宅地防災工事融資利子補給	平成7～11年度	平成 22 年度	p.60	
		被災宅地二次災害防止 対策事業補助	平成7～11年度	平成 11 年度	p.61	
		被災宅地二次災害防止 緊急助成	平成10～11年度	平成 11 年度	p.62	
	二重(ダブル) ローン負担への 支援	住宅債務償還特別対策		平成7～24年度	平成 27 年度	p.63
	住宅再建相談 等の支援等	総合住宅相談所設置運営 事業補助		平成7～16年度	平成 16 年度	p.64
		ひょうご輸入住宅総合セン ター設置運営事業補助		平成7～10年度	平成 10 年度	p.65
	民間賃貸住宅 等の入居者に 対する支援	民間賃貸住宅家賃負担 軽減事業	民間賃貸住宅家賃負担 軽減事業	平成8～17年度	平成 20 年度	p.66
			公社賃貸住宅家賃負担 軽減事業	平成12年度	平成 12 年度	p.67
	仮設住宅から の移転支援	生活福祉資金貸付金利子 補給		平成8～11年度	平成 18 年度	p.67
		災害公営住宅入居予定者 事前交流事業補助		平成9～12年度	平成 12 年度	p.68
		公営住宅入居待機者支援 事業補助		平成10～11年度	平成 20 年度	p.68
		持家再建待機者等支援 事業補助		平成10～11年度	平成 11 年度	p.69
		公営住宅特別交換(暫定 入居)支援事業補助		平成10～15年度	平成 15 年度	p.70
		災害復興グループハウス 整備事業補助		平成10～11年度	平成 12 年度	p.71
	住宅の安全対 策支援	住宅耐震改修支援事業	住宅耐震改修支援事業	平成21～26年度	平成 26 年度	p.71
			室内安全対策モデル 事業	平成23～24年度	平成 24 年度	p.72
	復興まちづくり と景観形成へ の支援	復興まちづくり支援事業 補助	復興まちづくり支援事業 補助	平成7～27年度	平成 29 年度	p.141
			被災地空き地活用パイ ロット事業	平成14～16年度	平成 17 年度	p.143
被災地“花・緑いっぱい” 推進事業			平成14～21年度	平成 21 年度	p.143	
被災地修景緑化支援 事業			平成16年度	平成 16 年度	p.144	
生け垣等緑化事業			平成16年度	平成 16 年度	p.145	
まちの再発見運動			平成14～16年度	平成 16 年度	p.145	
まちのにぎわいづくり 一括助成事業			平成18～24年度	平成 28 年度	p.146	
復興土地区画整理事業等 融資利子補給			平成10～27年度	平成 29 年度	p.73	
景観ルネサンス・まちなみ 保全事業補助		平成9～13年度	平成 13 年度	p.148		

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ	
2 生 活 対 策	被災者の健康 づくり支援	「こころのケアセンター」 運営事業補助	平成7～12年度	平成12年度	p.80	
		アルコールリハビリテーショ ン事業補助	平成9～14年度	平成14年度	p.81	
		健康アドバイザー設置事業 補助	平成9～11年度	平成11年度	p.81	
		健康づくり支援事業補助	平成9～10年度	平成10年度	p.82	
		コミュニティプラザ等医療 相談事業補助	コミュニティプラザ等 医療相談事業補助	平成9～13年度	平成13年度	p.83
		「まちの保健室」事業	平成13～26年度	平成26年度	p.83	
	医療情報ネットワーク整備 事業補助		平成9年度	平成9年度	p.85	
	被災者の生活 支援とコミュニ ティ形成の支援	「生活復興県民ネット」 設置運営事業等補助	「生活復興県民ネット」 設置運営事業等補助	平成8～16年度	平成16年度	p.149
			フェニックス・クリスマス カーニバルへの支援	平成8年度	平成8年度	p.150
			ひょうご寄席「話し方教 室」講師派遣事業	平成9～10年度	平成10年度	p.151
			専門家と市民講師による 「コミュニティづくり移動 相談チーム」派遣事業	平成10～11年度	平成11年度	p.151
			地域活動推進員・ ネットワーク事業補助	平成10年度	平成10年度	p.152
			元気応援カレンダー 事業補助	平成10年度	平成10年度	p.152
			被災地コミュニティ・ ビジネス等支援事業	平成11～17年度	平成17年度	p.153
			こどもの心の広場づくり 事業	平成13～15年度	平成15年度	p.154
生活支援マネジメントシス テム事業補助		平成9～16年度	平成16年度	p.155		
いきいきライフサポート 事業補助		平成9～11年度	平成11年度	p.156		
被災者の生き がづくり支援	被災者の生きがづくり 支援	フェニックス・リレマー ケット事業	平成8～11年度	平成11年度	p.86	
		高齢者語りべ・昔の 遊び伝承事業	平成8～11年度	平成11年度	p.86	
		震災2周年生活復興 フェニックスパザール 開催事業	平成8年度	平成8年度	p.86	
		いきいき仕事塾開設 事業	平成8～16年度	平成16年度	p.86	
		いきいき仕事塾（地域 型）	平成22～28年度	平成28年度	p.161	

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ		
2 生活 対 策	被災者の生き がづくり支援	生きがい「しごと」づく り事業補助	平成9～13年度	平成 13 年度	p.87		
		生きがい「しごと」づくり 事業補助	生きがいしごとサポート センターの設置事業補 助	平成12～17年度	平成 17 年度	p.87	
			被災地育児支援グルー プ（ファミリーサポート クラブ）助成事業補助	平成12～13年度	平成 13 年度	p.88	
			被災地若年者元気あっ ぶプログラム	平成12～16年度	平成 16 年度	p.89	
	ボランティア 活動に対する 支援	災害復興ボランティア活動 補助	災害復興ボランティア活 動補助	平成7～16年度	平成 16 年度	p.90	
			行政・NPO協働事業 助成補助	平成15～16年度	平成 18 年度	p.93	
			災害復興公営住宅等高 齢者元気アップ活動支 援事業補助	平成13～22年度	平成 22 年度	p.93	
			被災地NPO活動応援 貸付事業補助	平成13～16年度	平成 16 年度	p.94	
		元気アップ自立活動補助		平成7～11年度	平成 11 年度	p.95	
	コミュニティ拠 点の設置・ 運営に対する 支援	ふれあいセンター設置運営 事業補助		平成7～10年度	平成 10 年度	p.162	
		応急仮設住宅共同施設 維持管理費補助		平成7～11年度	平成 11 年度	p.164	
		仮設住宅地スポーツ遊具 等設置事業補助		平成8年度	平成 8 年度	p.165	
		被災地域コミュニティプラ ザ設置運営事業補助	被災地域コミュニティプ ラザ設置運営事業補助	被災地域コミュニティプ ラザ設置運営事業補助	平成7～16年度	平成 19 年度	p.165
			被災単身世帯緊急通報 装置設置事業補助		平成10～12年度	平成 12 年度	p.168
		地域集会所再建費補助		平成7～10年度	平成 10 年度	p.168	
		復興地域コミュニティ拠点 設置事業補助		平成8～11年度	平成 11 年度	p.169	
フェニックス・ステーション 設置運営事業補助		平成7～11年度	平成 11 年度	p.169			
被災者の自立 のための資金 支援	被災者自立支援金		平成9～12年度	平成 19 年度	p.96		
	生活復興資金貸付金利子 補給等		平成8～11年度	平成 23 年度	p.98		
私道復旧等 に対する支援	私道災害復旧費補助		平成7～12年度	平成 13 年度	p.100		
	民間街灯災害復旧費補助		平成7～12年度	平成 12 年度	p.101		
	住宅再建型宅地整備事業 補助		平成8～12年度	平成 12 年度	p.102		
被災外国人県 民に対する 支援	外国人県民救急医療費 損失特別補助		平成7年度	平成 7 年度	p.102		
	被災外国人県民支援活動 補助		平成8年度	平成 8 年度	p.103		

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ	
2 生活対策	その他の生活 関連支援	災害復興公営住宅等空家 入居者支援事業		平成9～16年度	平成 16 年度	p.104
		消費生活協同組合貸付金 利子補給		平成7～10年度	平成 10 年度	p.104
		医療関係施設復興融資 利子補給		平成7～11年度	平成 13 年度	p.105
		小規模共同作業所復旧 事業費補助		平成7～9年度	平成 9 年度	p.106

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ		
3 産 業 対 策	災害復旧資金 の借入者に対 する支援	政府系中小企業金融機関 災害復旧資金利子補給		平成7～17年度	平成 22 年度	p.111	
		環境事業団融資利子補給		平成7～11年度	平成 11 年度	p.111	
		緊急災害復旧資金利子補給		平成7～17年度	平成 20 年度	p.112	
		国民生活金融公庫（生活 衛生資金貸付）災害貸付 金利子補給		平成7～17年度	平成 21 年度	p.113	
		農林漁業関係制度資金利 子補給		平成7～11年度	平成 13 年度	p.113	
		港湾運送事業者等復興 支援利子補給		平成7年度	平成 10 年度	p.114	
		民有海岸保全施設復旧 融資利子補給		平成7～11年度	平成 14 年度	p.115	
	被災中小企業 の事業再開等 に対する支援	事業再開者・新規開業者 支援資金利子補給		平成9～17年度	平成 17 年度	p.115	
		小規模事業者事業再開 支援事業補助		平成10～21年度	平成 21 年度	p.116	
		本格復興促進支援利子 補給		平成9～17年度	平成 17 年度	p.117	
	被災商店街等 の復興に対す る支援	商店街整備事業	震災復興高度化事業促進 助成事業		平成9～13年度	平成 13 年度	p.118
			商店街・小売市場共同 施設建設費助成事業		平成9～26年度	平成 26 年度	p.119
			商業施設魅力アップ 支援事業、商店街個店 外観整備事業		平成22～26年度	平成 26 年度	p.120
			商店街共同施設撤去 支援事業		平成22～26年度	平成 26 年度	p.120
		共同店舗実地研修支援 事業		平成10～16年度	平成 16 年度	p.121	
店舗共同化促進利子補給			平成9～13年度	平成 13 年度	p.121		
商店街・小売市場共同仮 設店舗緊急対策事業補助			平成7～8年度	平成 8 年度	p.122		
被災商店街復興事業補助			平成9年度	平成 9 年度	p.123		
被災商店街にぎわい支援 事業 (旧：商店街・小売市場復 興イベント開催支援事業)			平成9～26年度	平成 26 年度	p.123		
被災商店街等 の活性化に対 する支援	被災商店街コミュニティ形 成支援事業補助		平成9～16年度	平成 17 年度	p.172		
	被災商店街空き店舗等 活用支援事業		平成10～16年度	平成 16 年度	p.173		
	被災商店街空き店舗等 再生支援事業	商店街新規出店・開業 等支援事業		平成22～26年度	平成 28 年度	p.174	
		商店街・まち再生プラ ンづくり事業		平成22～24年度	平成 24 年度	p.175	
		商店街・まち再生整備 事業		平成22～26年度	平成 26 年度	p.176	

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ	
3 産 業 対 策	地域産業等の 復興に対する 支援	小規模製造企業復興推進 事業補助		平成9～16年度	平成16年度	p.126
		地域産業活性化支援事業 補助	地域産業活性化支援事 業補助	平成7～16年度	平成16年度	p.127
			地域産業情報化推進事 業	平成10～16年度	平成16年度	p.128
		路線バス災害復旧費補助		平成7～8年度	平成8年度	p.128
	観光の復興に 対する支援	テレビCM放映事業補助		平成7～8年度	平成8年度	p.129
		会議、大会等誘致奨励金 交付事業補助		平成7～8年度	平成8年度	p.129
		観光復興リレーイベント 開催事業補助		平成7～8年度	平成8年度	p.129
		観光対策推進事業補助		平成8～9年度	平成9年度	p.129
	被災者の雇用・ 就労に対する 支援	被災者雇用奨励金		平成7～11年度	平成12年度	p.130
		雇用維持奨励金		平成7～10年度	平成10年度	p.131
		被災地しごと開発事業補助 (被災者就業支援事業)		平成9～16年度	平成16年度	p.131
		被災地求職者企業委託 特別訓練事業補助		平成9～12年度	平成12年度	p.132
	新規成長事業 者に対する 支援	新産業構造拠点地区進出 企業賃料補助	新産業構造拠点地区 進出企業賃料補助	平成9～16年度	平成22年度	p.133
			新産業立地促進賃料 補助	平成22～27年度	平成29年度	p.135
		新産業構造拠点地区中核 的施設建設費補助・利子 補給		平成10～16年度	平成16年度	p.136
産業復興ベンチャーキャピ タル制度			平成8～19年度	平成19年度	p.137	
新産業構造拠点地区形成 促進助成金交付事業 (特別会計事業)			平成9～16年度	平成19年度	p.138	

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ
4 コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ま ち づ く り 対 策	復興まちづくり と景観形成への 支援	復興まちづくり支援事業 補助	平成7～27年度	平成 29 年度	p.141
		被災地空き地活用 パイロット事業	平成14～16年度	平成 17 年度	p.143
		被災地“花・緑いっぱい” 推進事業	平成14～21年度	平成 21 年度	p.143
		被災地修景緑化支援 事業	平成16年度	平成 16 年度	p.144
		生け垣等緑化事業	平成16年度	平成 16 年度	p.145
		まちの再発見運動	平成14～16年度	平成 16 年度	p.145
		まちのにぎわいづくり 一括助成事業	平成18～24年度	平成 28 年度	p.146
	復興土地区画整理事業等 融資利子補給【再掲】		平成10～27年度	平成 29 年度	p.73
	景観ルネサンス・まちなみ 保全事業補助【再掲】		平成9～13年度	平成 13 年度	p.148
	被災者への生活 支援とコミュニ ティ形成の 支援	「生活復興県民ネット」設 置運営事業等補助【再掲】	「生活復興県民ネット」 設置運営事業等補助	平成8～16年度	平成 16 年度
フェニックス・クリスマス カーニバルへの支援			平成8年度	平成 8 年度	p.150
ひょうご寄席「話し方教 室」講師派遣事業			平成9～10年度	平成 10 年度	p.151
専門家と市民講師による 「コミュニティづくり移動 相談チーム」派遣事業			平成10～11年度	平成 11 年度	p.151
地域活動推進員・ ネットワーク事業補助			平成10年度	平成 10 年度	p.152
元気応援カレンダー 事業補助			平成10年度	平成 10 年度	p.152
被災地コミュニティ・ ビジネス等支援事業			平成11～17年度	平成 17 年度	p.153
こどもの心の広場づくり 事業			平成13～15年度	平成 15 年度	p.154
生活支援マネジメント システム事業補助【再掲】			平成9～16年度	平成 16 年度	p.155
いきいきライフサポート 事業補助【再掲】		平成9～11年度	平成 11 年度	p.156	
被災者の生き がいがづくり支援	被災者の生きがいがづくり 支援【再掲】		平成8～28年度	平成 28 年度	p.85
	生きがい「しごと」づくり 事業補助【再掲】		平成9～17年度	平成 17 年度	p.87
高齢者の自立 支援	高齢者の自立支援事業	生活復興相談員設置 事業補助	平成9～13年度	平成 13 年度	p.156
		高齢世帯生活援助員 設置事業	平成13～21年度	平成 21 年度	p.157
		地域見守りネットワーク 会議支援事業	平成13～16年度	平成 16 年度	p.158
		ラジオによる被災高齢 者等への語りかけ事業	平成14～16年度	平成 16 年度	p.158

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ			
4 コ ミ ュ ニ テ ィ ・ ま ち づ く り 対 策	高齢者の自立 支援	高齢者の自立支援事業	夜間・休日見守り安心 システム推進事業	平成15～27年度	平成 27 年度	p.159		
			高齢者自立支援ひろば 設置事業	平成18～29年度	平成 29 年度	p.160		
			地域コミュニティ支援 事業	平成22～28年度	平成 28 年度	p.161		
	コミュニティ 拠点の設置・ 運営に対する 支援	ふれあいセンター設置運営 事業補助【再掲】			平成7～10年度	平成 10 年度	p.162	
					平成7～11年度	平成 11 年度	p.164	
					平成8年度	平成 8 年度	p.165	
				被災地域コミュニティプラ ザ設置運営事業補助 【再掲】	被災地域コミュニティプラ ザ設置運営事業補助	平成7～16年度	平成 19 年度	p.165
					被災単身世帯緊急通報 装置設置事業補助	平成10～12年度	平成 12 年度	p.168
				地域集会所再建費補助 【再掲】		平成7～10年度	平成 10 年度	p.168
				復興地域コミュニティ拠点 設置事業補助【再掲】		平成8～11年度	平成 11 年度	p.169
	県外居住被災 者への支援	県外居住被災者支援事業	ふるさとひょうごカムバック ステイ応援事業補助	平成10～11年度	平成 11 年度	p.171		
			ひょうごカムバックコール &メール事業	平成22～28年度	平成 28 年度	p.171		
	被災商店街等 の活性化に対 する支援	被災商店街空き店舗等 活用支援事業【再掲】	被災商店街コミュニティ 形成支援事業補助【再掲】		平成9～16年度	平成 17 年度	p.172	
					平成10～16年度	平成 16 年度	p.173	
			被災商店街新規出店・開業 等支援事業	平成22～26年度	平成 28 年度	p.174		
			被災商店街空き店舗等 再生支援事業【再掲】	商店街・まち再生プラン づくり事業	平成22～24年度	平成 24 年度	p.175	
				商店街・まち再生整備 事業	平成22～26年度	平成 26 年度	p.176	
	復興市街地再 開発地域の にぎわい創出 に対する支援	復興市街地再開発地域 にぎわい創出事業	復興市街地再開発商業 施設等入居促進事業	平成12～28年度	令和 2 年度	p.177		
			復興市街地再開発地域 事業所開設支援事業	平成20年度～ 令和元年度	令和元年度	p.179		
			新長田地域集客力向上 促進事業	平成25年度	平成 25 年度	p.180		
復興市街地再開発地域 リーディング開発モデル 事業			平成26～27年度	平成 28 年度	p.180			

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ	
5 教 育 策	私立学校の 復興に対する 支援	私立学校復興支援利子 補給		平成7～8年度	平成13年度	p.183
		私立学校仮設校舎事業 補助		平成7～8年度	平成9年度	p.183
		私立専修学校・外国人学 校施設等災害復旧費補助		平成7～8年度	平成8年度	p.184
		私立専修学校・外国人学 校教育活動復旧費補助		平成7年度	平成7年度	p.185
		私立専修学校・外国人学 校授業料等軽減補助		平成7年度	平成7年度	p.185
育 対	文化財等の 復興に対する 支援	文化財修理費助成事業 補助		平成7～16年度	平成16年度	p.186
		歴史的建造物等修理費 補助		平成7～16年度	平成17年度	p.187
策	私立博物館等 の復興に対す る支援	私立登録博物館修理費 補助		平成7～11年度	平成11年度	p.187
		私立博物館類似施設修理 費補助		平成7～10年度	平成10年度	p.188
		私立博物館相当施設修理 費補助		平成7年度	平成7年度	p.188
	芸術文化活動 に対する支援	被災地芸術文化活動補助		平成8～16年度	平成16年度	p.189

区分	事業名	細目事業名	事業期間 (申請受付期間)	事業終了 年度	参照 ページ
6 そ の 他 自 主 事 業	震災周年追悼・記念行事 関連復興事業補助	震災2周年追悼・ 記念行事関連復興事業 補助	平成8年度	平成8年度	p.192
		震災周年追悼・記念 行事関連復興事業補助 (3～9周年)	平成9～15年度	平成15年度	p.192
		阪神・淡路大震災 10周年記念事業補助	平成16～17年度	平成17年度	p.193
		阪神・淡路大震災復興 広域情報発信支援事業	平成16年度	平成16年度	p.194
		阪神・淡路大震災 15周年記念事業補助	平成21年度	平成21年度	p.195
		阪神・淡路大震災 20年事業補助	平成26～27年度	平成27年度	p.195
		阪神・淡路大震災 25年事業補助	令和元～2年度	令和2年度	p.197
		阪神・淡路魅力アップ 戦略(See 阪神・淡路 キャンペーン)中核的 集客交流事業補助	平成12～14年度	平成14年度	p.197
		“阪神・淡路大震災の 記憶”伝承プレート 設置支援事業補助	平成15～16年度	平成16年度	p.198
		追悼行事関連文化復興 事業補助	平成7年度	平成7年度	p.199
	震災の経験・教訓継承 事業	震災の教訓を語り継ぎ、 生かす兵庫の防災教育 推進事業	平成22～25年度	平成25年度	p.199
		震災の経験・教訓発信 事業	平成22～27年度	平成27年度	p.200
		東日本大震災に係る ひょうごまちづくり専門家 派遣事業	平成23～27年度	平成27年度	p.201
		復興サポート事業	平成25年度～ 令和2年度	令和2年度	p.202
		自主防災組織活性化 支援事業	平成25～30年度	平成30年度	p.203
	阪神・淡路大震災復興支 援館「フェニクスプラザ」 設置・運営事業	平成8～14年度	平成14年度	p.204	
	震災復興広報強化事業	平成8～17年度	平成17年度	p.204	